

[事案 2019-72] 死亡保険金支払請求

・令和元年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

復活時、担当者が告知に関して不適切な案内をされたことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である配偶者が死亡したので、配偶者が平成 19 年 11 月に契約し、平成 29 年 7 月に復活手続きを行った利率変動型積立保険の定期保険特約にもとづき死亡保険金を請求したところ、復活時の告知義務違反を理由に契約が解除され、保険金が支払われなかったが、以下の理由により、契約解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 配偶者は自身が肺がんであることを医師から知らされていなかった。
- (2) 担当者から契約の復活を勧められた際に、過去に検査入院をしていたことを理由に断ったが、復活の案内をされ、告知時に、検査入院なので「いいえ」で良いと言われた。また、告知前にも、配偶者はがんである可能性が高いことを伝えたが、担当者は本人が知らなければ問題ないと回答した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者は、告知手続き当時、自身が肺がんであることを医師から知らされていた。また、医師の受診について告知されていない点も告知義務違反に該当する。
- (2) 担当者は、申立人夫妻から、告知義務違反の原因となった通院・症状について聞かされていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、復活時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人配偶者が肺がんについて医師から知らされていなかったとは認められず、担当者が告知に関して不適切な案内をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。